

# 「暴力団員立入禁止標章」を掲示しませんか

## 1 暴力団員立入禁止標章とは

- 暴力団排除特別強化地域（福岡県の主要繁華街）内でスナックや居酒屋等を営業する特定接客業者の方は、公安委員会が定める標章を掲示することができます。
- 繁華街への来訪者が安心して飲食等を楽しめる環境を整備するとともに、暴力団の資金獲得活動を阻止することを目的としています。
- 黒崎繁華街地区では、  
熊手1丁目、2丁目及び3丁目（1番から3番まで）  
黒崎1丁目から4丁目、藤田3丁目  
に所在する  
「居酒屋」「スナック」「バー」「キャバレー」「ナイトクラブ」  
「麻雀店」「パチンコ店」「ゲームセンター」  
等が対象店舗となります。



## 2 標章を掲示したら？

- 標章を掲示している店舗には、暴力団員が立ち入ることは禁止されています。
- 暴力団員が、標章掲示店舗に立ち入ると、公安委員会が立入りを中止させる命令（中止命令）や暴力団排除特別強化地域内の他の掲示店にも立ち入ることを禁止する命令（再発防止命令）を発出することができます。
- 暴力団員が、命令に違反すると、警察が検挙等の措置を講じることができます。

## 3 申請要領

- ① 標章の掲示を希望する事業者の方は、八幡西警察署生活安全課から申出書を受け取ってください。
- ② 申出書に必要事項を記入し、必要書類（裏面に記載）とともに、八幡西警察署生活安全課に提出してください。
- ③ 警察署で書類審査後、警察署員が店舗に赴き、店舗関係者立会いのもと、標章を掲示します。

### ※ 標章掲示後の注意事項

- 標章を無断で取り除くと処罰の対象となります。
- 店舗の移転、経営者が替わる等、申出内容に変更が生じた場合や廃業となった場合には、速やかに八幡西警察署生活安全課まで連絡をお願いいたします。

## 4 申請窓口・問い合わせ窓口

八幡西警察署 生活安全課防犯係  
TEL 093-645-0110（内線264、265）

# 標章を掲示するための必要書類

## 酒類提供飲食店営業

- ①標章掲示申出書 ②確認書 ③標章掲示承諾書
- ④住民票の写し（本籍記載、法人の場合は役員全員分）
- ⑤保健所発行の飲食店営業許可証の写し  
〈法人の場合〉
- ⑥登記事項証明書 ⑦定款の写し

## 深夜における酒類提供飲食店営業

- ①標章掲示申出書 ②確認書 ③標章掲示承諾書
- ④住民票の写し（本籍記載、法人の場合は役員全員分）
- ⑤保健所発行の飲食店営業許可証の写し  
〈法人の場合〉
- ⑥登記事項証明書 ⑦定款の写し

## 風俗営業

- ①標章掲示申出書 ②確認書 ③標章掲示承諾書
- ④風俗営業許可証の写し
- ⑤住民票の写し（本籍記載、法人の場合は役員全員分）  
〈法人の場合〉
- ⑥登記事項証明書 ⑦定款の写し

## 特定遊興飲食店営業

- ①標章掲示申出書 ②確認書 ③標章掲示承諾書
- ④風俗営業許可証の写し
- ⑤住民票の写し（本籍記載、法人の場合は役員全員分）  
〈法人の場合〉
- ⑥登記事項証明書 ⑦定款の写し

※ 風俗営業等の許可申請や深夜酒類提供飲食店営業の届出をしている場合は、住民票の写しや営業許可証等の書類が不要となる場合があります。